

## 第6回議会改革特別委員会会議録（要旨）

日 時	令和2年6月30日（火）午前10時～午前11時
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員長 山田かずひこ 副委員長 山田けんたろう 委員 石じまきよし 伊藤祐司 木村さゆり 富田えいじ
職務のため出席した者の職氏名	議 長 青山直道 事務局長 水野敬久 議事課長 福岡弘恵 議事係長 吉田菜穂子

### 1 あいさつ 議長

### 2 議題

#### (1) 常任委員会の設置について

(委員長) 広報広聴の位置付けについて会派からの意見を伺いたい。

(無会派) 常任委員会として位置付けるには、議員、事務局の体制として質の高いものが必要であるため、協議の場による設置がよいという意見であった。

(長久手グローバルネット)

委員会はどのような形でもよい。体制は会派の代表となると意見はまとまりやすいが作業等が大変である。全議員で協議するなら負担は軽くなる。まとまりやすい形をとればよいと思う。

(公明党) 全議員が関わってやるのがよい。協議の場として半田市議会のように広報と広聴の2つの委員会を設置する方法もある。

(改革ながくて)

瀬戸市議会のように協議の場として設置することに賛同する。以前、会津若松市議会へ広報広聴委員会の視察へ行ったが常任委員会ではなく、その他委員会として活動しているようであった。委員定数は8人で議員全員ではないが、作業は他の議員も協力しているようであった。体制としては全員でなくてもよいという意見であった。協議の場とするなら常任委員会ほど重たいものではないのではないか。

(委員長) 副委員長から配付した資料の説明をしてもらう。

(副委員長) 瀬戸市議会は全議員の協議会として設置している。協議会で会長、副会長が2名で、理事会を組織し、そのもとで広報部会と広聴部会を設置し12名ずつで活動している。広報部会はSNSや議会だよりを作成している。広聴部会は年2回小学校区で開催される議会報告会での意見や要望を定例会の一般

質問として取り扱い、次の議会報告会で報告していて、PDCAサイクルが徹底している。瀬戸市議会は東村山市議会の広報広聴委員会を参考にしているようである。

(委員長) 広報広聴に関してどのような位置付けとして設置したらよいか。

(無会派) 協議の場との意見が多かったため協議の場と位置付ければよいのではないか。所管は議会だより、議会報告会、ソーシャルメディア、アンケートでよい。今回のアンケートについては、前回のように目的のあるアンケートであれば必要であるが目的がはっきりしていないという意見や、意見を求める方法がアンケートという方法でよいのかという意見があった。体制はどちらでもよいが、全ての議員がかかわるなら全議員がよい。

(無会派) 意志決定を常任委員会か協議の場か明確にしておく必要がある。

(長久手グローバルネット)

委員会の位置付けがよくわからない。明確なルールはあるのか。

(委員長) 本市議会の会議規則第116条に「地方自治法第100条第12項の規定により議案の審査または議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設ける。」となっている。

(委員) 委員会と協議の場はどちらも地方自治法に議会としてできることが定められている。委員会は地方自治法第109条に規定されていて、委員会条例で設置される。協議の場は会議規則に全員協議会が規定されているだけである。協議の場とするなら会議規則に広報広聴に関して規定する必要がある。常任委員会は政策的な判断をする必要があり、委員長手当等も必要となる。協議の場であれば作業的なこと等決めやすいので協議の場でよいと思う。

(長久手グローバルネット、公明党)

協議の場でよい。

(改革ながくて)

協議の場でよい。他市議会の研究が必要である。

(委員長) 広報広聴に関しては協議の場としての位置付けとすることでよいか。

<異議なし>

(委員長) 次回は人数と協議の場としての委員会か、協議会とするのかについて意見を伺う。

## (2) 市民アンケート調査について

(委員長) アンケートについてどうしていくか意見を伺いたい。

(無会派) アンケートの内容は、来年度以降の協議の場か議会改革特別委員会のどちらで検討するのかの判断をまずはすべきかと思う。

(長久手グローバルネット)

アンケートは実施したほうがよい。他市議会のリサーチ等してどうしていくかは特別委員会で検討し、協議の場で速やかに進むようにしたほうがよい。

(公明党) 意見を広く聴くためにはアンケートは必要である。議会改革特別委員会で方向性を出したうえで次の協議の場へ渡すのがよい。

(改革ながくて)

議会改革特別委員会で決めてしまうより内容の検討は次の協議の場で決めたほうがよい。

(無会派) 会派に持ち帰り意見をもらうこととしてはどうか。

(委員長) アンケートについて、会派に持ち帰り内容や方法について意見を伺いたい。

### (3) 反問権について

(委員長) 反問実施要綱について意見を伺う。

(無会派) 議員も勉強し意見を戦わせることが議会の活性化につながるため反問・反論を認めていけばよいという意見と反問されても圧倒的に執行部の情報量が多く対処できないため確認にとどめた方がよいという意見と分かれた。

(無会派) 一般質問の反問権の行使はこれまでないが実質は見受けられる。答弁により持ち時間が少なくなるなら自分達の質問時間を45分にする等議論すべきでないかと思う。

(長久手グローバルネット)

このままでよいと思うが、反問・反論を実施するならば、執行部と情報量が違うのでパソコンを議場内に持ち込みできるようにして質疑、趣旨、内容、背景、根拠、考え方などやりとりできるようにすればよいかと思う。

(公明党) 反問権についてはこのまま残すのがよい。

(改革ながくて)

反問権については現状維持とする。実施するかどうかは執行部への周知と擦り合わせが必要である。過去に議長が執行部に反問かという確認をしたことがあると記憶しているが、そのようなことを議会として徹底し、議会も執行部も反問権を共有し実施するかどうかを決めた方がよい。

(委員長) 反論権は必要ないということでよいか。

(無会派) 反論権までには議論に至らなかった。うわべだけでなく深く掘り下げて議論できることは大事であるため実施した方がよいという意見はあった。

(委員) 質問時間の確保は担保するよう、一般質問の答弁時間を含め60分ではなく質問時間についての時間を決めることでもよいかもしいない。反問することができるでよいと思うが要綱の内容等の確認は必要ないと思う。

(委員長) 次回、要綱の内容を変えた方がよいところがあれば意見として出してほしい。

(委員長) 次回、広報広聴に関する協議の場については全員を委員とするかどうか、市民アンケートについては実施する方向であるが内容等についてどうするか、反問権については要綱の内容について変えた方がよい部分があるかどうか意見を伺いたい。

3 その他  
(委員長)

次回の議会改革特別委員会は7月22日午前10時からとする。

以上で議会改革特別委員会を終了する。